

京都市職員共済組合公告第7号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成20年11月26日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

第32条第2号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

附 則

この変更は、平成20年12月1日から施行する。

(総務局人事部厚生課)